

岩手県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成22年3月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 永沢水沢線
- 2 供用開始の区間
  - (1) 奥州市水沢区佐倉河字西鍛冶屋198番1地先から字権現堂48番1地先まで
  - (2) 奥州市水沢区佐倉河字道田51番1地先から49番1地先まで
  - (3) 奥州市水沢区佐倉河字千刈田180番地先から160番1地先まで
  - (4) 奥州市水沢区佐倉河字千刈田149番地先から145番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月9日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成22年3月9日から同年4月9日まで